

議案第 38 号

三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例

三田市まちづくり協働センター条例（平成17年三田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条の2の表施設の項第2号中「第3条第1項第7号」を「第3条第1項第6号」に改める。

第3条の3の表を次のように改める。

| 施設 | 休所日 |
|----------------|--|
| (1) 駅前子育て交流ひろば | ア 月曜日、金曜日及び土曜日 イ 12月29日から翌年1月3日まで |
| (2) 幼児室 | ア 日曜日及び火曜日から木曜日まで（午後6時から午後10時までを除く。） イ 12月29日から翌年1月3日まで |
| (3) 前2号以外の施設 | 12月29日から翌年1月3日まで |

付 則

この条例は、令和6年5月1日から施行する。